

令和3年度

定期監査及び行政監査報告書

安芸高田市監査委員

目 次

令和3年度定期監査及び行政監査報告書

第1	定期監査	1
1	監査の概要	1
(1)	監査の種類	1
(2)	監査の対象とした部局	1
(3)	監査の対象とした事項及び範囲	1
(4)	監査の実施期間	1
(5)	監査の場所	1
(6)	監査の手続	1
(7)	監査の主な着眼点	1
2	監査の結果	2
(1)	業務委託の執行状況について	2
(2)	工事の執行状況について	2
(3)	補助金の交付状況について	2
(4)	備品の購入状況について	2
第2	行政監査	3
1	監査の概要	3
(1)	監査の種類	3
(2)	監査の対象とした部局	3
(3)	監査の対象とした事項及び範囲	3
(4)	監査の実施期間	3
(5)	監査の場所	3
(6)	監査の手続	3
(7)	監査の主な着眼点	3
2	監査の結果	4
(1)	事務事業における課題と取組みの状況について	4
第3	むすび	5

第1 定期監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした部局

企画振興部（財政課、政策企画課、地方創生推進課）

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

次の事項の令和3年4月1日から令和3年11月30日までを対象とした。

- ア 業務委託の執行状況
- イ 建設工事の執行状況
- ウ 補助金の交付状況
- エ 備品の購入状況

(4) 監査の実施期間

令和3年11月30日から令和4年2月7日まで

(5) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(6) 監査の手続

監査の対象とした事項について、提出された資料から抽出した事業等の関係書類を基に、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか否かについて、通常実施すべき監査の実施手続により実施した。

(7) 監査の主な着眼点

- ア 業務委託の手続きは適正に行われているか。
- イ 建設工事の執行は適正に行われているか。
- ウ 補助金の交付は適正に行われているか。
- エ 備品の購入は適正に行われているか。

2 監査の結果

(1) 業務委託の執行状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、業務委託の手続きは適正に行われているかという点に着眼して、次の業務を対象に関係書類の確認及び質問を行った。

- ア お太助ワゴン受付センター管理運營業務（政策企画課）
- イ 自家用有償旅客運送 交通空白地輸送運營業務（とろっこ便及びもやい便（政策企画課）
- ウ 安芸高田市お太助ワゴン運營業務（甲田向原2）（政策企画課）
- エ 安芸高田市管内路線バス運營業務（曾我神社線・船佐線）（政策企画課）

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(2) 工事の執行状況について

該当がない。

(3) 補助金の交付状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、補助金の交付は適正に行われているかという点に着眼して、次の補助金を対象に関係書類の確認及び質問を行った。

- ア JR 甲立駅乗車券販売支援補助金（政策企画課）
- イ コミュニティ助成事業助成金（地方創生推進課）
- ウ 特色ある地域づくり事業助成金（地方創生推進課）

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(4) 備品の購入状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、備品の購入は適正に行われているかという点に着眼して、次の備品を対象に関係書類の確認及び質問を行った。

- ア パソコン（地方創生推進課）

証拠書類を調査した結果、おおむね適切に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

第2 行政監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

(2) 監査の対象とした部局

企画振興部（財政課、政策企画課、地方創生推進課）

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

次の事項で令和3年4月1日から令和3年11月30日までを対象とした。

ア 事務事業における課題と取組みの状況

(4) 監査の実施期間

令和3年11月30日から令和4年2月7日まで

(5) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(6) 監査の手続

事務事業における課題と取組みの状況調書の提出を求め、定期監査時に監査委員による監査の対象とした部局からの説明、質疑応答等を実施した。

(7) 監査の主な着眼点

ア 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

イ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。

ウ 事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

エ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

オ 組織は簡素で、かつ、合理的なものになっているか。

カ 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。

2 監査の結果

(1) 事務事業における課題と取組みの状況について

監査した結果は次のとおりである。

ア 財政課

(ア) 財政管理事業

「財政健全化計画 第3次改訂版」の着実な実施に向け、取組みを推進している。

令和2年度は、一時的な要因により経常収支比率が改善したが、今後も経常的収入は減少する見込みであり、予断を許さない状況が続いている。また、実質単年度収支は、今年度も赤字が見込まれ、早急に収支バランスの改善を検討し、一刻も早く実施する必要がある。

(イ) 基金管理事業

財政調整基金の令和2年度末残高は約6億円、減債基金は約3億円に減少した。

当市は、特定目的のための基金を設けているが、汎用的な目的で利用できる財政調整基金は、12月末現在残高が予算ベースで約1.8億円となっている。今後、災害等による緊急財政出動が必要となった場合に、他の基金を取り崩すなどの緊急措置を講ずることになるが、そのためのシミュレーションなども検討しておく必要があると思われる。

イ 政策企画課

(ア) 安芸高田市都市計画マスタープラン策定業務

当市が、人口減少のなかでも持続可能で安全・安心な都市として機能するための都市計画を策定することとしている。全世帯アンケートにより広範な意見を集約・分析し、住民の集住と都市交通を軸として、必要十分な機能性を有したマスタープランとなる予定である。

現在の都市計画は吉田町中心部のみを対象区域としており、周辺地域とのバランスや人口の減少などから、必ずしも計画どおりの発展を遂げていない。新しいマスタープランが、市域全体を俯瞰し、バランスよく配置されたものとなり、このプランに基づいた行政執行が効率よく行われ、最小の費用で効果的な行政サービスが行われることを期待するものである。

ウ 地方創生推進課

(ア) 自治振興推進事業

コロナ禍で振興会活動が停滞している。多くの行事が中止、延期されていることを奇貨として、不要不急な活動を淘汰することにより、振興会のあり方を再点検、「安全・安心」を軸にした取組みを再構築したいとしている。

振興会活動については、地域により温度差があり、行政の下部組織的な活動に疑問を持っている住民も多い。地域の特性に基づいた活動を行うためには、地域のリーダーが必要である。世代交代のインセンティブを高め、従来の行政区の見直しや民生委員、社協等との棲み分け、情報の共有等を検討しながら、運営の核となるリーダーの育成に努めていただきたい。

(イ) ふるさと応援寄附推進事業

人口減少により交付税等が漸減しているなかで、増収が見込める数少ない収入源となっている。寄附額は、昨年度を上回る 2 億円規模に迫っており、より魅力のある返礼品の選定や、サンフレッチェや元就関連事業などを活用した寄附納付者の誘因となるような企画を開発して、コンスタントに高レベルの寄附額を維持していきたい。

ふるさと納税制度は、納付すべき市民税の一部を市民の意思で市外に流出する制度であり、当然ながら各自治体の返礼品の人気度により税収が左右される結果となる。

返礼品は地元製品のPRともなり、地域の活性化をもたらすとはいえ、市外からの寄附より市外への流出が大きくなれば財政の脅威ともなりうる。

市民税の重要性を啓蒙するとともに、制度を有意義に活用しつつ、流出超過をも視野に入れたリスクマネジメントにも取り組むこととされたい。

第3 むすび

企画振興部は、安芸高田市の金庫番である財政課を中心に、行政推進の要である政策企画課、住民自治、地域振興等を担当する地方創生推進課で構成されている。

人口減少基調が続き、歳入の柱である地方交付税が減少するなか、部内では強い危機感を共有し、持続可能な行政運営を維持するための方策を模索している。

特にマスタープランの構築は今後の行政運営の柱となり、市民の生活行動に影響を与えうるものとなるため、誰一人取り残さないSDGsの理念に則ったものとされたい。

また、これからも続くことが懸念される財政難に立ち向かうためには、市民の理解と協力と覚悟が不可欠である。

市民には正しい情報を伝え、正しい選択ができるよう、啓蒙し、教導していく必要がある。そのためには、現行の「あきたかた Meet-up」や財政説明会を数多く開催することで、現状を市民と共有しながら、政策を実行するという双方向の意思伝達を緊密にしなければならない。

そうすることで、「世界で一番住みたいと思えるまち」づくりが緒に就くものと思われる。